

令和5年1月27日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公示いたします。

被処分者 矢部香織 会員 (品川支部)

処分年月日 令和5年1月27日 (理事会議決日)

処分内容 廃業勧告及び5年の会員権の停止
(東京都行政書士会会則第23条第1項第3号)

処分理由 (違反している規則、会則)

- 一 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
- 二 行政書士法施行規則第7条 (迅速処理)
- 三 行政書士法第13条 (会則の遵守義務)
- 四 苦情解決支援委員会設置規則第8条第1項 (会員の義務)

被処分者は報酬を受け、受任した相続関係業務につき、誠実・迅速に業務を遂行せず、顧客が東京都行政書士会に申し立てた苦情について、その解決を支援するための機関である苦情解決支援委員会からの連絡に全く応じることなく、綱紀委員会からの調査等にも全く応じなかったことから、業務遂行しないことに正当理由があるとは認められない。

さらに、顧客が他の行政書士にその業務を依頼し直した後も受けた報酬の返還をしない。このように、被処分者の行為は、国家資格者として責務を課された行政書士の信用を著しく損なう行為である。

以上の理由から上記の処分を科す。